

RIETI公開BBL

改めて、公的統計の「利活用」とは？

2025年5月22日

内閣官房内閣人事局人事政策統括官 / 前総務省政策統括官（統計制度担当）

阪本 克彦

改めて、公的統計の利活用とは？

令和7年5月22日

内閣官房内閣人事局人事政策統括官
前総務省政策統括官（統計制度担当）

阪本 克彦

講師略歴

平成元年 4月 採用（総理府）

総務省行政管理局管理官、内閣官房国家公務員制度改革推進本部事務局参事官、復興庁統括官付参事官、総務省行政管理局企画調整課長等を経て、

平成29年 1月 内閣官房内閣人事局総括参事官（併）内閣官房統計改革推進室参事官

平成29年 7月 総務省政策統括官付統計企画管理官

平成30年 7月 内閣官房行政改革推進本部事務局次長（併）内閣官房統計改革推進室

令和 2年 7月 総務省大臣官房政策立案総括審議官（併）内閣官房統計改革推進室

令和 4年 8月 総務省政策統括官（統計制度、恩給）

令和 5年 7月 内閣官房内閣人事局人事政策統括官（行政組織） <現職>

おことわり

本講演の資料は、説明の都合上、多少時点が古いものも含まれますが、基本的に公式な資料ですので**ご安心**ください。

もともと、本講演中、資料から脱線する話は、いずれも講師の私見であり、組織としての見解ではありませんので、**ご注意**ください。

調査結果の利活用ー 1

令和5年度統計法施行状況報告より

The screenshot shows the e-Stat website interface. At the top left is the e-Stat logo with the tagline '政府統計の総合窓口'. To its right is the text '統計で見る日本' and 'e-Statは、日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイトです'. On the top right, there are links for 'お問い合わせ | ヘルプ | English', a 'ログイン' button, and a '新着登録' link. Below the header is a navigation bar with links: '統計データを探す', '統計データの活用', '統計データの高度利用', '統計関連情報', and 'リンク集'. The main content area is divided into two main sections. The first section, '●統計データを探す (政府統計の調査結果を探します)', contains three buttons: 'すべて' (with a bar chart icon), '分野' (with a magnifying glass icon), and '組織' (with a building icon). Below these is a search bar with the text 'キーワード検索: 例: 国勢調査' and a '検索' button. The second section, '●統計データを活用する', contains four buttons: 'グラフ' (with a bar chart icon), '時系列表' (with a clock icon), '地図' (with a map icon), and '地域' (with a location pin icon). To the right of these sections is a sidebar with a '利用ガイド' button and three categories: '●統計データの高度利用' (containing 'マイクロデータの利用'), '開発者向け' (containing 'API, LODで統計データを取得'), and '●統計関連情報' (containing '統計分類・調査計画等').

【統計データを探す】

目的とする統計データを探し、グラフで見たり、そのデータをダウンロードすることができます。

分野などの「絞り込み」と「キーワード検索」を組み合わせることで、目的の統計を見つけやすくなります。



【統計データを活用する】

統計データをより便利に使えるよう、次の機能が使えます。

- ・ 主要な統計データを視覚的に分かりやすい形で提供している「統計ダッシュボード」
- ・ 統計データを地図上で表示できる「jSTAT MAP」
- ・ 都道府県・市区町村の主要な統計データの抽出、ランキング、類似地域の検索機能



【統計データの高度利用等】

統計データをより高度に利用するための次の機能、情報を掲載しています。

- ・ マイクロデータ（統計調査の調査票情報）を利用するためのポータルサイト
- ・ 統計データを自動で取得できる API や、統計 LOD を紹介
- ・ 統計に用いる分類・用語の説明、調査票のサンプル等を掲載



調査結果の利活用ー2

令和5年度統計法施行状況報告より

基幹統計、一般統計調査の結果及び加工統計のe-Statへの登録状況

(令和5年度(2023年度))

府省名	基幹統計		一般統計調査の結果		加工統計	
	公表を行った件数	うちe-Stat への登録件数	公表を行った件数	うちe-Stat への登録件数	公表を行った件数	うちe-Stat への登録件数
内閣官房	0	0	1	1	0	0
人事院	0	0	4	4	0	0
内閣府	1	1	13(1)	13(1)	1	1
公正取引委員会	0	0	1(1)	1(1)	0	0
こども家庭庁	0	0	2	2	0	0
総務省	9(1)	9(1)	7	6	4	4
財務省	2	2	3(1)	3(1)	0	0
文部科学省	3	3	12(2)	12(2)	0	0
厚生労働省	8	8	57(3)	57(3)	2	2
農林水産省	5	5	28(2)	27(2)	11	11
経済産業省	8(1)	8(1)	13(1)	13(1)	6	6
国土交通省	9	9	23	23	5	5
環境省	0	0	5(1)	5(1)	0	0
合計	44(1)	44(1)	163(6)	161(6)	29	29
(参考) 令和4年度 (2022年度)の実績	42(1)	42(1)	176(4)	172(4)	27	27

(注1) 「加工統計」には、基幹統計以外の加工統計を計上している。

(注2) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、各項目の件数の内数。共管調査は共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査件数を単純合計しても、合計と一致しない。

調査結果の利活用ー3

令和5年度統計法施行状況報告より

(参考) アクセス件数の多い政府統計(令和5年度(2023年度))

府省名	統計名	アクセス件数
厚生労働省	人口動態調査	2,165,040
総務省	国勢調査	2,090,603
国土交通省	建築着工統計調査	1,620,771
農林水産省	作物統計調査	1,607,567
財務省	普通貿易統計	1,391,199
農林水産省	農林業センサス	1,363,327
文部科学省	学校基本調査	1,094,870
総務省	消費者物価指数	965,281
農林水産省	農業経営統計調査	959,654
総務省	家計調査	946,073

調査結果の利活用ー4

令和5年度統計法施行状況報告より

業務統計のe-Statへの掲載状況

(令和5年(2023年)12月末現在)

府省名	e-Statの 掲載状況	うち	うち	うち	うち	うち
		「調査の概 要(統計の 概要)」の 掲載件数	「時系列 表」の掲載 件数	「分類項 目・集計項 目一覧」の 掲載件数	「地域区 分」を登録 すべき統計 の件数	「地域区 分」の掲 載件数
内閣官房	2	1	1	0	0	0
人事院	4	4	1	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	1	0
警察庁	2	2	2	0	2	2
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0
消費者庁	1	1	0	0	0	0
こども家庭庁	4	1	0	0	0	0
デジタル庁	0	0	0	0	0	0
総務省	18	9	7	0	2	2
法務省	12	12	8	0	11	10
外務省	4	4	3	0	3	2
財務省	27	21	17	1	7	0
文部科学省	5	5	3	0	0	0
厚生労働省	46	33	24	2	5	2
農林水産省	18	17	13	0	7	4
経済産業省	9	5	3	1	5	1
国土交通省	9	9	3	0	2	0
環境省	7	7	2	0	1	1
防衛省	13	13	0	0	2	1
合計	182	145	87	4	48	25

(注) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

調査票情報の利活用？

(原則) 統計調査の調査票情報（マイクロデータ）は、統計調査の目的以外の目的のために利用してはならない。

(調査票情報等の利用制限)

第四十条 行政機関の長、指定地方公共団体の長その他の執行機関又は指定独立行政法人等は、この法律（指定地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該指定地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。



一方、当初の統計調査の目的以外でのマイクロデータの利用（新たな統計作成や学術研究等への活用）が公益に資する場合もあり、統計法（地方自治体にあつては条例）の定めるところにより、調査対象の秘密の保護を図った上で、例外的に二次的な利用が認められている。

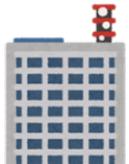
調査票情報の提供ー 1

- 我が国の統計法では、調査票情報の利用方法として、一定の条件下における調査票情報の提供、オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供がある。

統計マイクロデータ（調査票情報）

生年月日 性別 年収 都道府県

19790101	2	012000000	13	...
19841212	1	003500000	06	...
19950520	2	004100000	47	...



各府省

統計調査



個人・法人

統計マイクロデータの利用

統計マイクロデータの提供

目的：行政利用・学術研究・高等教育

統計マイクロデータを統計の作成や統計的研究を行う者に提供

オーダーメイド集計

目的：学術研究・教育・特定公共分野（※）

行政機関等が委託を受けて統計の作成等を行い、その成果物を提供

匿名データの作成・提供

目的：学術研究・教育・国際比較・特定公共分野（※）

特定の個人・法人等の識別ができないよう加工したデータを統計の作成や統計的研究を行う者に提供

※ 「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「こども」、「モビリティ」、「農林水産業・食関連産業」、「港湾（港湾物流分野）」、「インフラ」など

調査票情報の提供一 1 補足

令和5年度統計法施行状況報告より

匿名データの利用可能な統計調査

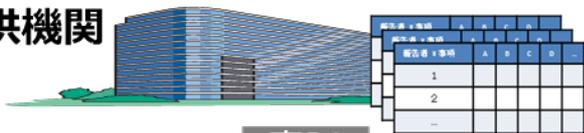
府省名	統計調査名	提供対象	令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
			統計調査数	年次単位の提供数								
総務省			6	45	6	50	6	58	6	60	6	62
	国勢調査	平成12年、17年、22年、27年、令和2年	1	4	1	4	1	4	1	4	1	5
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年、20年、25年、30年	1	5	1	5	1	5	1	6	1	6
	労働力調査	平成元年1月～令和3年12月(月次調査)	1	24	1	29	1	31	1	32	1	33
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年、19年、24年、29年	1	4	1	4	1	6	1	6	1	6
	全国家計構造調査(全国消費実態調査)	平成元年、6年、11年、16年、21年、26年	1	4	1	4	1	6	1	6	1	6
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年、23年、28年	1	4	1	4	1	6	1	6	1	6
厚生労働省			1	7	1	7	1	8	1	8	2	11
	国民生活基礎調査	平成7年、10年、13年、16年、19年、22年、25年、28年	1	7	1	7	1	8	1	8	1	8
	賃金構造基本統計調査	平成29年、30年、令和元年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
合計			7	52	7	57	7	66	7	68	8	73

調査票情報の提供ー2

- ① オンサイト施設による利用
- ② DVD等記録媒体の提供による利用

① オンサイト施設による利用

提供機関



寄託

(独) 統計センター



セキュリティ回線

大学等に設置



オンサイト施設

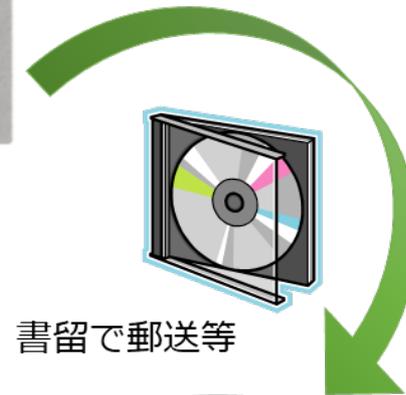


仮想PCを遠隔操作

② DVD等記録媒体の提供による利用



提供機関



書留で郵送等



施錠・入退室管理
可能な場所で利用

調査票情報の提供一 3

EBPM推進委員会 R6.9.26資料より

【公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月28日閣議決定）】

- ・EBPMの推進や学術研究の発展等に資するよう、引き続き、調査票情報のオンサイト利用に係る拠点施設及び統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況や利用者のニーズを踏まえつつ、調査票情報の適正管理及び秘密の保護を前提に、リモートアクセス方式の導入に向けた実証実験を含め調査票情報の利用・提供形態の在り方について検討する。

【規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）】

- ・学術研究の発展及びEBPMの推進を図る観点から、公的統計の調査票情報の研究者等への提供を迅速化し、及び円滑化するため、必要なリソースを確保の上、以下のスケジュールに沿って措置を講ずる。

【主なスケジュール】

調査票情報の提供に係る平均審査日数（令和6年3月～5月）

- 全体：10.3日
（統計所管府省庁別：4.6日～20.0日）

●DVDによる調査票情報の提供

- ・5年度中に、標準化・効率化の取組により、**処理期間を平均1か月以内に短縮**
- ・6年度中に、申出の電子化やリソース確保により、**処理期間を原則平均1週間以内に短縮**

※ オンサイト施設による提供についても、提供手続の見直しを実施

●リモートアクセス方式による調査票情報の提供

- ・所要のシステム開発を行い、6年度中に、調査票データ等の整備がなされた調査票情報からリモートアクセス方式による提供を開始、7年度に、対象をさらに拡大

（参考）リモートアクセス方式による提供

➤ リモートアクセス方式※

- ・利用者が利用しやすい環境（研究室等）での利用
- ・5年度より、導入に向けた実証実験等の実施

※オンサイト施設以外の大学の研究室等において、遠隔操作により調査票情報を利用する方式



調査票情報の提供一 4

令和7年3月31日から調査票情報の利用手続きが変わりました

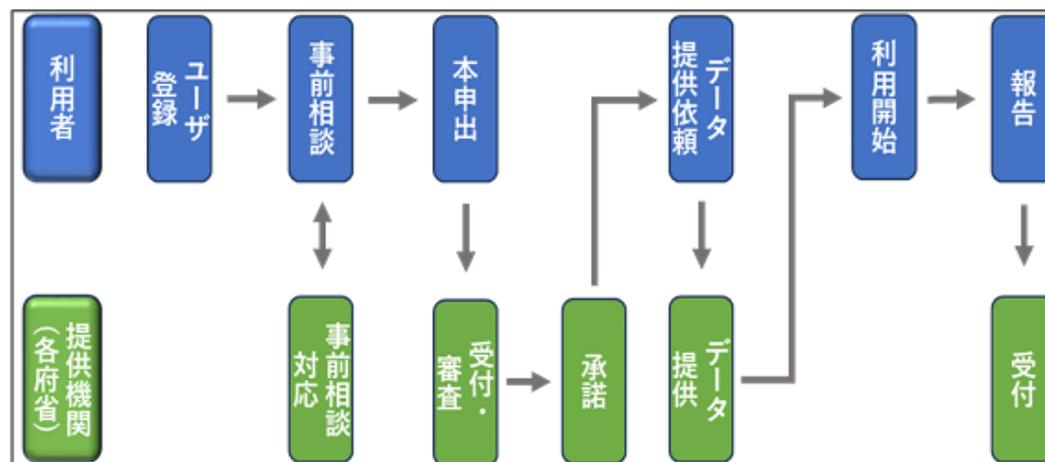
miripoHPより

<https://www.e-stat.go.jp/microdata>

調査票情報の利用申出は、令和7年3月31日から順次、システムによる受付に移行します。

- これまで統計調査を所管する府省庁ごとに行っていた利用申出の窓口をマイクロデータ利用のポータルサイト（miripo）に一元化し、利用申出が容易になります。
- miripo上で事前相談・申出・審査・成果報告までが完結でき、さらに、提供に係る審査状況を随時オンライン上で確認できます。
- 研究者の方は、これまでの調査票情報の利用方法(DVD等、オンサイト利用)に加え、自宅や研究室等から「リモートアクセス※」による利用が可能です。
※自宅等の施設外からセキュリティレベルを保ったまま調査票情報等を格納するシステムにアクセスする方法（ただし、調査票情報の持ち出しは不可）

<利用手順のフロー>



調査票情報の提供ー4 補足1

EBPM推進委員会 R6.9.26資料より

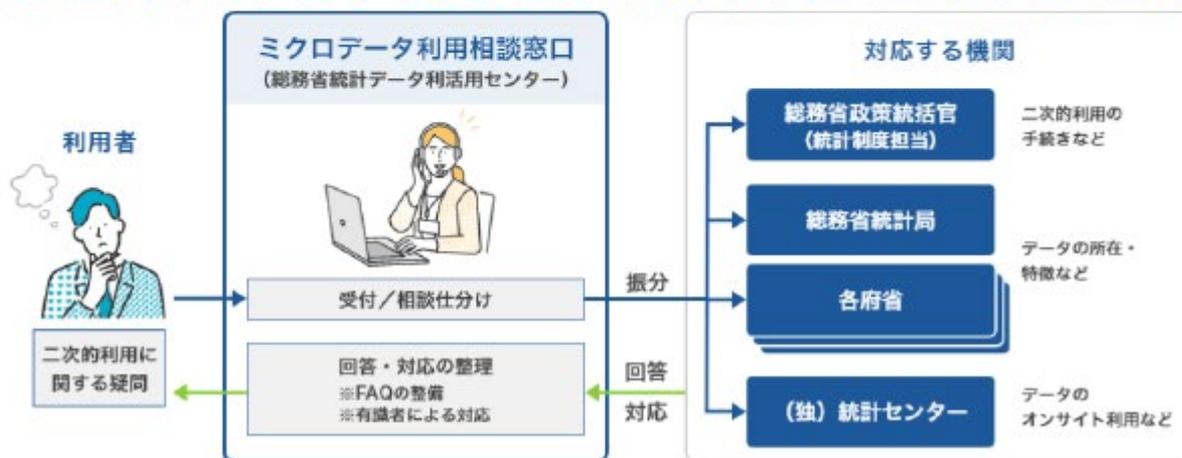
<マイクロデータ利活用相談（**マイクロデータ利用**ポータルサイト）>



次のようなご質問・お問い合わせに対応しています。

- ✓ マイクロデータ利用の手続きや申請の仕方がわからない、処理状況について相談したい
- ✓ どのようなデータが利用できるのか？どこに聞いたらよいかわからない
- ✓ マイクロデータを使った、どのような研究があるか？

相談内容の流れ



調査票情報の提供一 4 補足 2

miripoHPより
<https://www.e-stat.go.jp/microdata>

リモートアクセス利用について

○ 利用者自身の拠点(研究室や自宅等)からセキュリティレベルを保ったまま調査票情報等を格納するシステムにアクセスし、分析・集計を行うことができる提供方法(ただし、調査票データそのものは持ち出しできません。)

【利用者側で準備が必要となる環境】

- ・Web ブラウザが動作する PC
- ・インターネット回線
- ・スマートフォン(認証に使用)

【システムのセキュリティ対策】

- ・ 接続方法 :HTTPS による暗号化通信、遠隔操作による画面転送、国内からのアクセスのみ許可
- ・ なりすまし対策 :厳格な本人確認(二要素認証)

【利用要件】

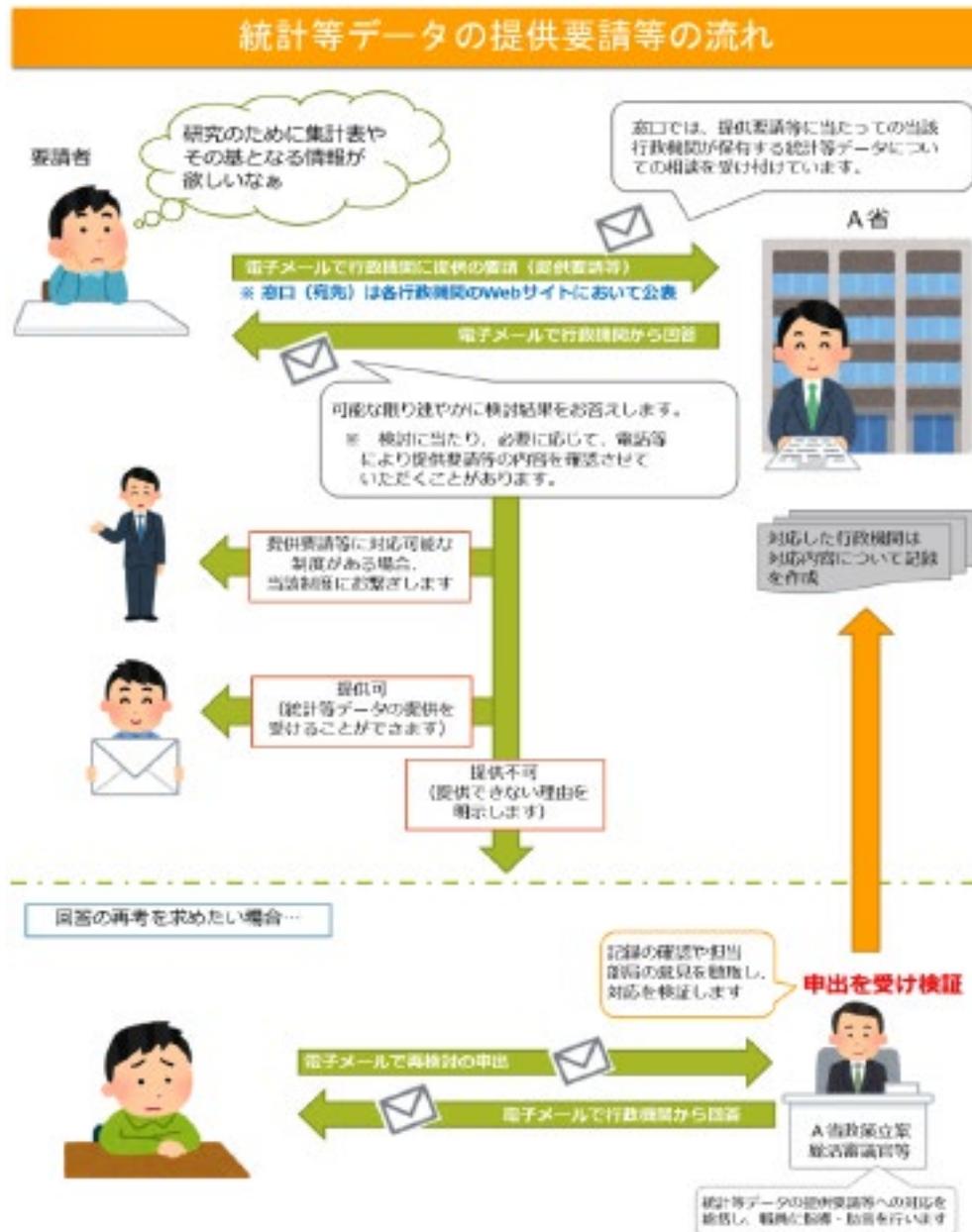
法的根拠	利用形態			代表的な利用例	手数料
	オンサイト利用	リモートアクセス	電磁的記録媒体による提供		
法第 33 条 第 1 項第 1 号	可	不可 ※	可	地方自治体による統計の作成	無料
法第 33 条 第 1 項第 2 号	可	可	可	科研費の補助を受けて行う研究	無料
法第 33 条の2 第 1 項	可	不可	不可	大学に所属する教員の行う研究	有料

※ リモートアクセスの利用可能な範囲

「リモートアクセス」の利用可能な範囲は、今後、順次拡大していく予定ですが、当面の間は科研費の補助を受けて行う研究等の法第 33 条第 1 項第 2 号に基づく申出のみ利用可能となります。

おまけー 1

データ提供等ガイドラインに基づく対応 (R5. 4. 13 EBPM推進委員会資料より)



おまけー2

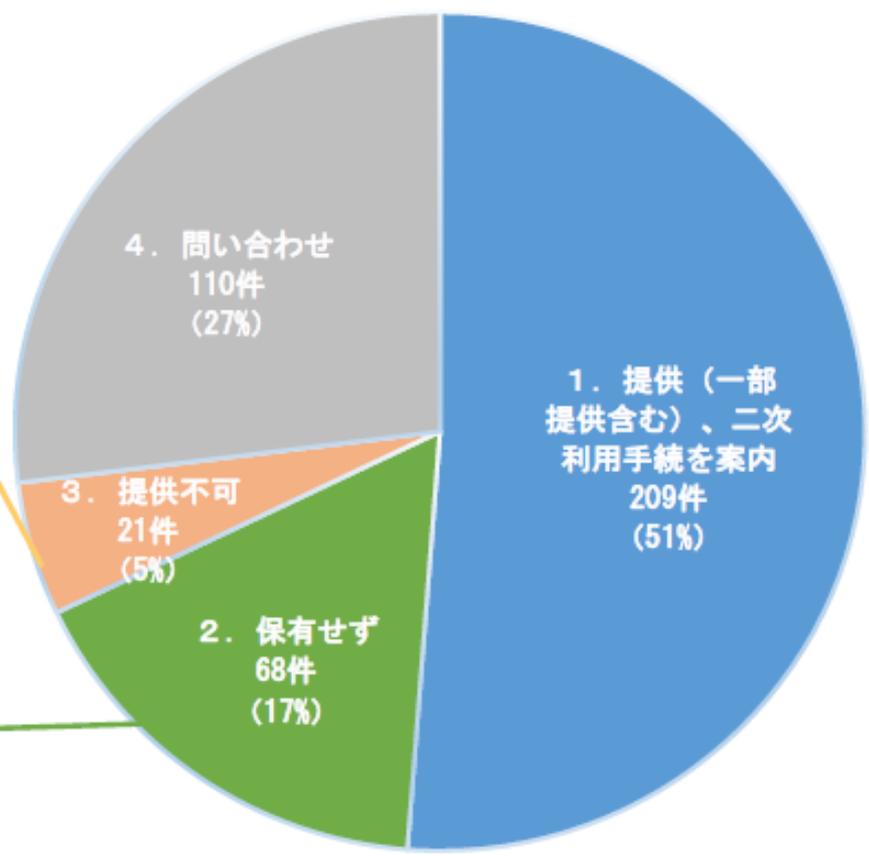
データ提供等ガイドラインに基づく対応 (R5.4.13 EBPM推進委員会資料より)

統計等データの提供窓口で受け付けた提供要請等 (408件) の内訳

※対応中に要請者と連絡が取れなくなった2件を除く

- 1. 提供 (一部提供含む)、二次利用手続きを案内 ■ 2. 保有せず ■ 3. 提供不可 ■ 4. 問い合わせ

・回答方式※ : 電子メール : 384件
: 電話 : 24件
※対応中に要請者と連絡が取れなくなった2件を除く



<主な理由>
・統計法など、法令上の制約があるため (9件)

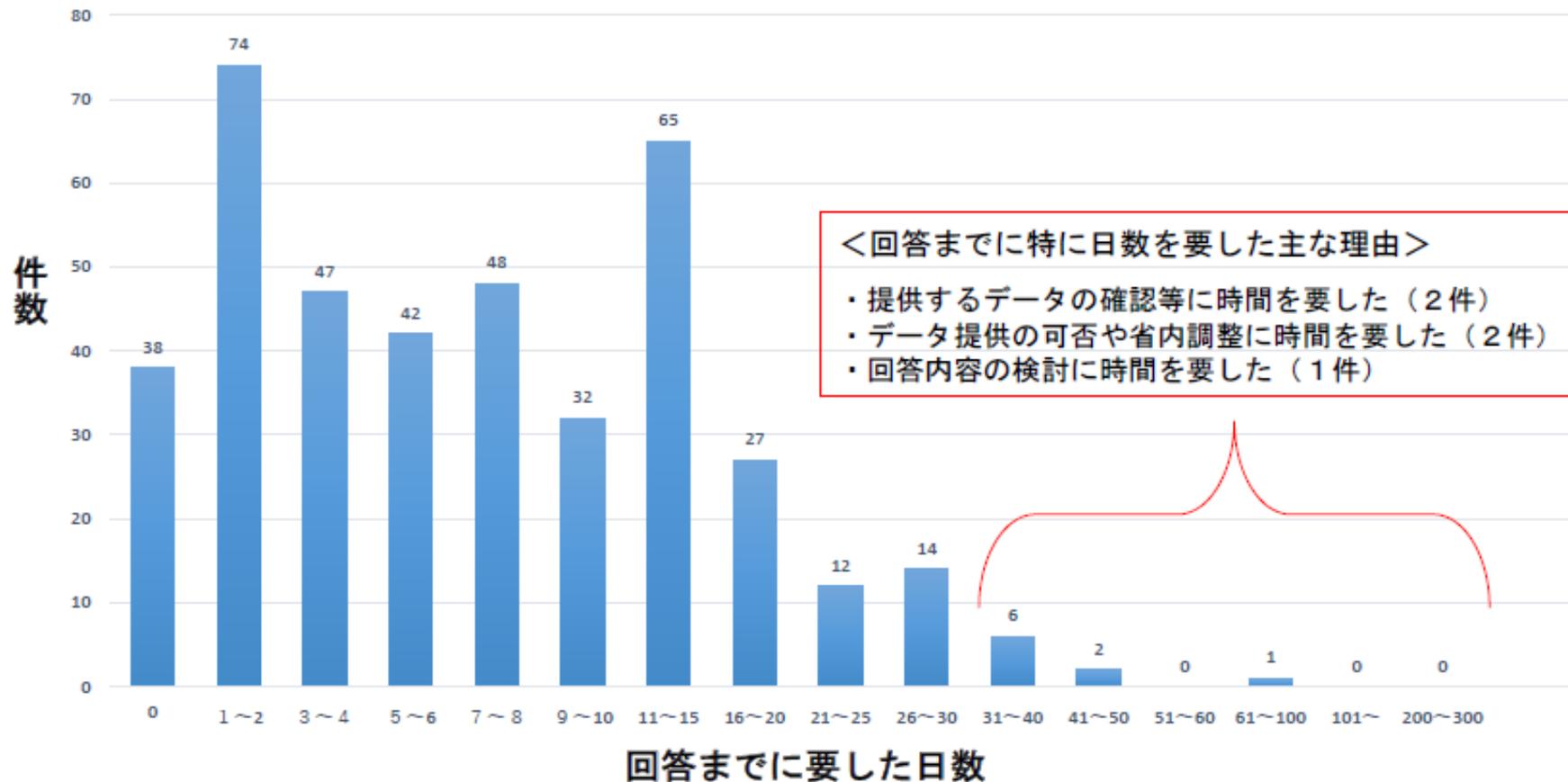
<主な対応>
・データの保有者 (他省庁や地方公共団体等) を案内 (17件)
・保有しているデータの中で提供要請に関する情報の提供 (15件)

おまけー3

データ提供等ガイドラインに基づく対応 (R5. 4. 13 EBPM推進委員会資料より)

統計等データの提供窓口で受け付けた提供要請等 (408件) の
回答までに要した日数 ※対応中に要請者と連絡が取れなくなった2件を除く

【回答までの平均日数は、昨年 (12.5日) から更に改善 (8.6日)】



統計行政体制の整備— 1

令和6年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針

令和5年7月25日

内閣総理大臣決定

2. 各府省の要求等について

- ④ デジタル原則に基づく行政サービスの見直しや、政府や社会のデジタルトランスフォーメーション、公的統計の品質向上等を推進するための体制整備に当たっては、民間人材を含めた人員の機動的・柔軟な確保ができるように留意する。

統計行政体制の整備—2

(令和6年度の定員増)

定員

新規増16人、振替72人

(単位:人)

府省名	合計	統計リソースの重点的な配分に関する建議の重点分野項目							
		(1) 第IV期 基本計画の推 進	① 社会経済 の変化に対応 する公的統計 の整備、国際 比較可能性の 向上	② 品質の高 い統計作成の ための基盤整 備	③ 統計デー タの利活用促 進、正確かつ 効率的な統計 の作成	(2) 業務の集 中の見直し の実施	① 公的統計 のDX推進	② 調査票情 報の二次的利 用に係るシス テムや体制の整 備	③ 業務改革、 働き方改革の 推進
人 事 院	(1)	(1)			(1)	(1)			(1)
内 閣 府	1	1	1						
警 察 庁	(2)	(2)		(2)					
総 務 省	14	13	3		10	9	1	8	1
厚生労働省	1 (5)					1 (5)	1 (5)		
農林水産省	(63)	(63)		(63)	(63)				
環 境 省	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)		(1)	
合 計	16 (72)	14 (67)	4	(66)	10 (65)	10 (7)	2 (5)	8 (1)	(1)

注1 振替による増員人数は（ ）書きとした。

注2 複数の項目に該当するものがあるため、各項目の人数を合算したものは「合計」欄の人数とは一致しない。

(「合計」欄の人数が、各府省に措置された人数を表す。)

統計行政体制の整備一 3

(令和6年度分の要求)

<府省別定員要求の状況>

(単位:人)

	新規要求		振替	計	その他 (時限延長)
	うち恒常	うち時限			
人 事 院	0	0	1	1	0
内 閣 府	1	1	0	1	0
警 察 庁	0	0	2	2	0
総 務 省	23	10	0	23	8
厚 生 労 働 省	3	0	6	9	1
農 林 水 産 省	0	0	63	63	0
経 済 産 業 省	0	0	0	0	3
環 境 省	0	0	1	1	0
計	27	11	73	100	12